

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和7年4月8日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	8番 井澤 茂治
9番 中川 茂成	10番 田中 安弘
12番 田中 吉照	13番 杉本 邦子
16番 杉嶋 秀美	17番 森島 隆詞
18番 井上 和也	19番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

7番 山本 功	11番 山本 千恵子
---------	------------

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局	森田 吉弥
	松田 敏
	西置 雄一
	下村 祐未
	柏原 淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

9番 中川 茂成	10番 田中 安弘
----------	-----------

9、閉会の日時 令和7年4月8日午後3時00分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回農業委員会総会を開催させていただきます。昨年度は地域計画で皆様にご足労いただきありがとうございます。皆様のご協力で、初めてのことで戸惑いもありましたが、地図に仕上がりました。今後、毎年変更や付け加え、削除する部分があるかと思いますが、今後ともよろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は14名中12名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

本日の署名委員は、9番中川茂成委員、10番田中安弘委員のお二人にお願いします。

議長 それではまず最初に、事務局職員の人事異動についてお知らせいたします。

3月31日付で、山口局長補佐が退職。4月1日付で、枡谷主任主査が人権センターへ異動になり、代わりに農政課の松田課長補佐が農地保全係長兼務から農業振興係長兼務に係替えのうえ、農業委員会局長補佐も兼務されることになりました。

また、教育委員会生涯学習課から西置主幹、高齢福祉課から柏原主事をお迎えすることとなりました。

ここで新しく来られた方から、ごあいさつをいただきたいと思います。

まずは松田さんからよろしくお願いします。

松田 【 あいさつ 】

議長 続いて、西置さん。よろしくお願いします。

西置 【 あいさつ 】

議長 最後に、柏原さん。よろしくお願いします。

柏原 【 あいさつ 】

議長 どうもありがとうございました。

次に事務局ですが、先ほどご紹介しました3名のほか、昨年度に引き続き、「森田事務局長と下村主事、再任用の植山主査」を加えた6名体制となりますので、ご承知願いたします。

また、京都府農業会議現地推進役の大西さんが退任され、新しく澤崎さんをお迎えすることとなりました。大西さん、澤崎さんからごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

大西 【 あいさつ 】

澤 崎 【 あいさつ 】

議 長 ありがとうございます。皆様、よろしくお願いたします。

議 長 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。
事務局から議案第1号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。
1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所は2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は相続で取得されたものの農業経験が乏しく管理できないこと、譲受人は耕作面積拡大希望であることによる、所有権の有償移転申請です。
譲受人は農地をすべて耕作されており、要件を満たしておられますが、耕作面積が少ないため、新規耕作者として申請いただいています。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

1ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所は3ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は農業経営規模縮小希望であること、譲受人は農業経営規模拡大希望であることによる、所有権の有償移転申請です。

譲受人は農地をすべて耕作されており、要件を満たしておられます。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上でございます。

議 長 議案第1号の1番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 17番、森島です。

本件につきまして、3月21日に石本委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。本件の2番については、地区担当委員の中村推進委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

中 村 6番、中村です。
本件につきまして、3月21日に山本千恵子委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を事務局から報告願います。

事務局 4ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

2番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

3番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

以上でございます。

議 長 本件の1番から2番については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 澤

8番、井澤です。

非農地証明の1番・2番について、3月17日に岩井会長、田中安弘委員、山口局長補佐、枅谷主任主査と申請者の案内のもと、現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、1番についてはその多くが傾斜地で、竹が生い茂った竹林と化しており、2番については、1番の当該地東端から数メートル下の農地までの急勾配の法面とも言える場所で、まばらに低木が自然生えしており、双方とも復旧や営農も困難である考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。本件の3番については、地区担当委員の石本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

石 本

1番、石本です。

非農地証明の3番について、3月21日に岩井会長、森島委員、山口局長補佐と、現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、昭和40年頃から店舗・住宅・駐車場として、利用されて来た経過があり、現在もその状況が続いているとのことです。現利用者の一部の方から当該地の売買の申し出があり、農地への復旧や営農も困難な状況でもあるため、所有者の意向としては、非農地証明申請をした中で、整理をされたいとのこと。このような状況下において、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長

本件について何か質問等ございませんか。

議 長

質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を事務局より報告願います。

事務局

7ページをお開きください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

本件は、病児保育所・介護支援事業所の貸露天駐車場として転用されるもので、令和6年11月29日に一時転用で受理済みとなっており、今回本転用となるものでございます。

場所については8ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を事務局から報告願います。

事務局 9ページをお開きください。報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページに従前地、11ページに仮換地の12街区と27街区の分を示しています。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和7年5月7日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和7年5月7日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時00分